

指定都市市長会ホームページリニューアル業務 委託業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定都市市長会ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 指定都市市長会ホームページリニューアル業務を行う者を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 研究実績、提案内容の評価及び委託業者の選定
 - (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項
- 2 事業者の選定は、書類審査により決定するものとする。

(構成員)

第4条 委員会は、指定都市市長会事務局長、次長及び主査により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、次長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日にその効力を失う。